

吉野町クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害の拡大防止を図るため、被害を受けた木(以下「被害木」という。)の伐採に必要な費用の一部を補助するに当たり、吉野町クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を実施する者に対し、補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クビアカツヤカミキリ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)別表第1に規定するものをいう。
- (2) 被害木 フラス(木くずとクビアカツヤカミキリの幼虫の排せつ物が混ざった物をいう。)が確認されている樹木で、クビアカツヤカミキリによる被害があると町長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、町内の被害木の所有者又は管理者であること。

(補助要件)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 被害木の伐採等の作業を委託業務として受けた者は奈良県又は町が開催するクビアカツヤカミキリ等の講習会を受講した者、又は過去の実績など専門的な知識を有していることを証明できる事業者であること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団は暴力団員と関係を有していない者
- (3) 補助金の交付申請時において、同一世帯内で町税等を滞納していない者又は団体等

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、奈良県が作成した奈良県クビアカツヤカミキリ確認マニュアルに準じた被害木の伐採及び処分並びに根元の被覆処理を実施する者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、伐採、運搬、根覆いの合計額に6分の5を乗じて得た額の250,000円を上限とし、1,000円未満は切捨てる。ただし、所有者等が自ら伐採、運搬等を行う場合は除く。

- 2 補助金の交付は、同一の者及び同一世帯の者又は団体等に対し1会計年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、吉野町クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 法人にあつては、登記簿謄本の写し
- (3) 団体等にあつては、規約の写し
- (4) 伐採・運搬等の詳細が分かる見積書(申請者名、発行者名、作業日及び作業内容の記載があるもの)の写し又はそれに代わるもの
- (5) 対策前の状況が確認できる写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容の審査及び調査を行い、補助金の交付を決定したときは、吉野町クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請した内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ吉野町クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進補助金変更承認申請書(様式第3号)に変更の内容を示す書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容の審査及び調査を行うものとする。
- 3 町長は、前項の規定により承認することと決定したときは吉野町クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了日から10営業日以内に、吉野町クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 委託処理による伐採・運搬等の詳細が分かる領収書(交付決定者名、発行者名、作業日及び作業内容の記載があるもの)の写し又はそれに代わるもの
- (2) 対策中及び対策後の状況が確認できる写真
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、吉野町クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

(書類の整備)

第12条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項の証拠書類は、補助対象事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、吉野町クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進補助金決定取消通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、吉野町クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進補助金返還命令書(様式第8号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力の要請)

第15条 町長は、必要に応じて補助金の交付を受けた者に対して、被害木に関する資料の提供、周辺の状況調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。